平成２１年（フ）第２１９号
栃木県足利市鹿島町173番地１
債務者　武藤喜美江
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時50分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２２７号
栃木県足利市福居町394番地　エルディム笠原203号室、前住所栃木県足利市大沼田町975番地２
債務者　長谷川麻紀
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２２８号
栃木県佐野市植下町4001番地１　ファミリーフィールドアライ101号、前住所栃木県佐野市大橋町2329番地５　ニジェルＮＩ―104号
債務者　木戸福三郎
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時25分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第８３号
岩手県宮古市松山第９地割９番地８
債務者　小野　　浩
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第８５号
岩手県宮古市田老字青砂里73番地
債務者　藤原　祥子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第２１９号
秋田県横手市安田字堂山220―４、住民票上の住所秋田県横手市婦気大堤字堤下133番地
債務者　高橋　　梢
１　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第３６号
北海道標津郡中標津町西14条北６丁目１番地
債務者　山口　健一
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第７０号
北海道根室市駒場町２丁目14番地15
債務者　三宮　靖子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第７２号
北海道根室市北斗町４丁目２番地
債務者　兼古　　朗
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月26日午後１時10分
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第８９号
岩手県九戸郡洋野町有家第７地割40番地２
債務者　中村　隆志
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第９１号
岩手県九戸郡洋野町種市第25地割28番地３
債務者　豊川　弘子
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第１７０号
島根県出雲市白枝町720番地　ミレニアムＡ―102、前住所大阪市都島区御幸町１丁目５番26―704号
債務者　岸　美由紀（旧姓安川）
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１７８号
島根県出雲市芦渡町847番地１
債務者　山根　一浩
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

債権者集会等続行期日及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２５０号
三重県桑名市東矢田町10番地
破産者　早咲　竹文
１　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の続行期日　平成22年３月18日午後２時30分
２　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
３　決定年月日　平成21年12月24日
津地方裁判所四日市支部

平成２１年（フ）第２６２号
三重県四日市市天カ須賀４丁目６番６号　フレグランスオオクラ101号
破産者　小島　政美
１　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の続行期日　平成22年２月18日午後１時30分
２　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
３　決定年月日　平成21年12月24日
津地方裁判所四日市支部